

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	富士見市指定文化財保存管理補助金	No.	68
予算事業名	文化財保護行政事務事業		
予算科目	款 10教育費	項 06社会教育費	目 04文化財保護費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 02富士見市指定文化財保存管理補助金	
部課名	教育委員会生涯学習課	電話番号	049-251-2711
		内線	638

補助金の根拠			
根拠条例等	条例	富士見市文化財の保存及び活用に関する条例	
	規則		
	要綱	富士見市文化財保存事業費補助金交付要綱	
	その他		
開始年度	昭和 63 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	

補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	市指定文化財の所有者・団体に対して市指定文化財の保存（修理事業等を含む）や活用に係る経費に対して補助金を交付し、市指定文化財の適正な保存管理とその活用をはかり永く後世に保存・継承する。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	市指定文化財の日常維持管理は、すべて所有者・団体によって行われてきているところである。多額の経費を要する修理等は所有者への負担を増大させることになり、市民共有の財産である文化財を後世に残すためには所有者・団体への負担軽減をはかる必要が生じた。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	市指定文化財所有者・団体（有形文化財・民俗文化財）
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	補助金交付申請の提出を受けたうえで、設計書・設計内容等を確認・精査し、文化財としての適切な保存を図れる内容かどうかを確認後、補助金の交付・不交付決定を行っている。 参考：補助割合 ・市指定有形文化財（建造物に限る）…当該経費の2分の1 ・市指定民俗文化財…当該経費の2分の1
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成 22 年度予算額 3,544 千円
	事業者（所有者・団体）から提出された見積書を精査し、直接文化財の保存に係る経費を算出し、その1/2以内としている。

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	0件	1件	
交付(見込)件数の増減要因		-	前年度までに行った指定文化財所有者との協議、調査等によるもの	
決算(予算)額(A)	0	0	3,544,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	3,544,000
概算人件費(B)	33,141	56,996	132,163	
概算補助事業費(A+B)	33,141	56,996	3,676,163	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	修理工事完了後、実績報告書の提出を受け、収支決算書・竣工図・工事写真等を確認・精査し、現地確認のうえ確定通知書を交付している。			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (18 年度) <input type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	富士見市文化財保存団体補助金交付要綱を全部改正し、富士見市文化財保存事業費補助金交付要綱を制定した。これまで市指定文化財に対する補助制度は民俗文化財に限定していたが、修理等に多額の経費を要する有形文化財(建造物に限る)に対しても補助金を交付する制度として見直した。

廃止した場合の問題点 <small>(廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)</small>	文化財の保存・修理には多額の費用がかかることから所有者・団体への負担が大きい。事業を廃止した場合、市指定文化財が滅失し、国民・市民共有の財産を後世へ継承できなくなる可能性がある。
--	---

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	市指定文化財は富士見市文化財の保存と活用に関する条例及び施行規則により保護されている（国・県も同様）。文化財は市の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、後世に伝えていくのが地方公共団体の責務である。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	文化財という性格上、長期的視点で保存・管理を行わなければならない。文化財という性格上、長期的視点で保存・管理を行わなければならない。文化財という性格上、長期的視点で保存・管理を行わなければならない。文化財という性格上、長期的視点で保存・管理を行わなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	市指定文化財を後世に保存・継承するという点において、文化財の修理により保存・管理が適正に行われ、着実に文化財の保護を図るといった成果が出ている。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	文化財としての価値を損なわない修理が行われ、保存・継承という目的は達成できる。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続 <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
	市指定文化財の日常維持管理は、すべて所有者・団体によって行われてきており、修理等は多額の経費を要するので所有者への負担を増大させることになる。市民共有の財産である文化財を後世に残すためには、所有者・団体への負担軽減を図る必要がある。		